柏市バスケットボール協会　報酬等規程

（目的）

第１条　この規程は、柏市バスケットボール協会（以下、「協会」という）に関係する事業に要する報酬、交通費、謝金等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　支給対象者は協会に所属する役員、および役員から申請され、協会が承認した者とする。

（報酬）

第３条　報酬とは、協会が主催する会議、協会が参加を依頼した会議・大会における報酬とする。

２　報酬の支払い上限は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業・活動 | 上限額 |
| 各種会議 | 1,000円 |
| 柏市スポーツ協会主催事業 | 1,000円 |
| 県民大会 | 1,000円 |
| 主催大会運営 | 3,000円 |
| 派遣審判 | 1,000円 |
| 主催する大会の審判（1試合） | 500円 |

（交通費）

第４条　協会が参加を依頼した会議・大会における交通費とし、実費を支給する。

（謝金）

第５条　謝金とは、協会が依頼した講師、医師、審判に対する報酬とする。

２　報酬の支払い上限は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業・活動 | 上限額 |
| 講師・医師 | 20,000円 |
| 審判 | 1,000円 |

（その他）

第６条　第２条から第４条の規定は協会の財源により支給されないことがある。

第７条　本規定に定めのない事項は協会役員の協議で定めることとする。

（付則） この規程は、２０１９年６月１日より施行する。

以上